

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	四八七
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	四八七
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件五件	四八八
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	四九〇
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	四九〇
○保安林の指定施業要件を変更する予定である件	四九二
公告	
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	四九二
福島県病院局	
○一般競争入札を行う件	四九三
福島県教育委員会教育長	
○一般競争入札を行う件	四九四
福島県いわき東警察署	
○落札者を決定した件	四九六

告 示

福島県告示第六百九十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

一 指定する区域

南相馬市鹿島区大字川子字大迫三番二、三番三、九番、二十五番、二十九番、二十九番二、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番、四十六番一、四十七番一、四十八番一、四十九番一、五十番一、五十一番、五十二番、五十三番一、五十四番一、五十五番一、五十六番、五十七番一、五十八番一、五十九番一、六十番一、六十一番一、六十二番一、六十三番一、六十四番、六十四番二、六十五番、六十六番、六十六番二、六十七番、六十七番二、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、七十四番、七十五番、七十六番、七十七番一、七十八番、七十九番、八十四番、八十五番、八十九番及び九十番

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

（産業廃棄物課）

福島県告示第六百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年十月二十四日から令和八年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール伊達 福島県伊達市堂ノ内地区一街区二百三十二画地ほか二百八十九筆

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 イオンモール株式会社

代表者の氏名 代表取締役 大野 恵司

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 イオン東北株式会社

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

住所 秋田県秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年十二月二十一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四万八千五百平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 三千五百五十台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五百五十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四百八平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 二百四十五・一立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前八時

閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 十一箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

七 届出年月日

令和七年十月八日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月二十四日から令和八年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベイシア

代表取締役 橋本 浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

(変更後) 株式会社ベイシア

代表取締役 橋本 浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社オートアールズ

代表取締役 土屋 嘉雄

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(小

売業を行う者の入店 一件)

三 変更した年月日

平成二十八年十一月十一日

四 届出年月日

令和七年十月六日

五 届出をした者

株式会社ベイシア

株式会社オートアールズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月二十四日から令和八年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベイシア

代表取締役 橋本 浩英

株式会社オートアールズ

(変更後) 代表取締役 土屋 嘉雄
株式会社ベイシア

代表取締役 相木 孝仁
株式会社オートアールズ

代表取締役 杉戸 哲也
代表取締役 杉戸 哲也

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名(小売業を行う者の代表者の氏名の変更 二件)

三 変更した年月日

1のうち株式会社ベイシア 令和四年七月四日

1のうち株式会社オートアールズ 令和四年四月二十五日

2 令和四年四月二十五日ほか

四 届出年月日

令和七年十月六日

五 届出をした者

株式会社ベイシア

株式会社オートアールズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月二十四日から令和八年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オートアールズ

代表取締役 杉戸 哲也

(変更後) 株式会社オートアールズ

代表取締役 野田 晋作

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(小売業を行う者の代表者の氏名の変更 一件、小売業を行う者の入店 三件、小売業

を行う者の退店 三件)

三 変更した年月日

1 令和五年五月三十一日

2 令和五年五月七日ほか

届出年月日

令和七年十月六日

五 届出をした者

株式会社ベイシア

株式会社オートアールズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月二十四日から令和八年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベイシア

代表取締役 相木 孝仁

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社オートアールズ

代表取締役 野田 晋作

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

(変更後) 株式会社ベイシア

代表取締役 相木 孝仁

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社オートアールズ

代表取締役 野田 晋作

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

株式会社ワークマン

代表取締役 小濱 英之

群馬県伊勢崎市柴町千七百三十二番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(小売業を営む者の入店 一件)

三 変更した年月日

令和七年十月十六日

四 届出年月日
令和七年十月六日

五 届出をした者
株式会社ベイシア
株式会社オートアールズ
株式会社ワークマン

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月二十四日から令和八年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル昭和町店 福島県白河市昭和町二百十四

二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 耕一路
福島県郡山市谷島町五番四十二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 耕一路
福島県郡山市谷島町五番四十二号

三 変更した年月日
令和七年十月六日

1 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 令和六年三月一日

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 令和三年二月十一日

四 届出年月日

令和七年十月十五日
届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月二十四日から令和八年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか

二 変更しようとする事項
1 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
面積 四百三十二平方メートル
(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
面積 四百五十九平方メートル

2 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
容量 七十六立方メートル
(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
容量 七十八立方メートル

三 変更しようとする年月日
令和七年十月十六日

四 届出年月日
令和七年十月六日

五 届出をした者
株式会社ベイシア
株式会社オートアールズ
株式会社ワークマン

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備えて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
耶麻郡北塩原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
公衆の保健
三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字牧之内字惣五郎内一の二、一の三、一の一〇、一の一一
保安林として指定された目的
風害の防備
三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐は、択伐による。
（2）主伐として伐採をすることができない立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字牧之内字惣五郎内四の二
保安林として指定された目的
風害の防備
三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐は、択伐による。
（2）主伐として伐採をすることができない立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- （3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

公告第二百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和七年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル昭和町店 福島県白河市昭和町二百十四
二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千五百六十五平方メートル
三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和七年十月十六日
届出年月日
令和七年十月十五日
届出をした者
株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

福島県病院局

公告第3号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和7年10月24日

福島県立南会津病院長 吉田典行

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 全身用X線コンピュータ断層装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年3月31日（火）
- (4) 納入場所 福島県立南会津病院（福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入一般競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に示す関係書類を添付して、令和7年11月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号967-0006 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1

福島県立南会津病院事務部（総務）

電話番号0241-62-7111

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年10月24日（金）から同年11月17日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年12月3日（水）午後2時
- (2) 場所 福島県立南会津病院2階新会議室（福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年12月2日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立南会津病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Whole-body Multislice X-ray CT Scanner 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 3 December 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 2 December 2025

(4) Contact point for the notice: General Affairs Department, Fukushima Prefectural Minami-Aizu Hospital, 14-1 Kazashita, Nagata, Minami-Aizu Town, Minami-Aizu County, Fukushima 967-0006 Japan TEL 0241-62-7111

(事務局（総務）)

公告第8号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか82施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年10月24日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県教育センターほか82施設で使用する電気 予定数量23,769,200kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和8年2月1日午前0時から令和9年1月31日午後12時まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか82施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年11月17日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電話024-521-7754

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和7年10月24日（金）から同年11月17日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年11月6日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年12月4日（木）午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎5階 教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年12月3日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 82 other facilities
Planned annual power consumption: 23,769,200kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 4 December 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 3 December 2025
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7754

（財 務 課）

福島県いわき東警察署公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける警察用船舶「おなはま」中間検査整備（機関部）について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年10月24日

福島県いわき東警察署長 齋藤 勲

- 1 落札に係る件名及び数量
警察用船舶「おなはま」中間検査整備（機関部） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県いわき東警察署会計課 福島県いわき市小名浜岡小名字御代坂19
- 3 落札者を決定した日
令和7年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社池貝ディーゼル 茨城県行方市芹沢920番52
- 5 落札金額
44,550,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年7月29日

（福島県いわき東警察署）